

令和元年度 中央区男女共同参画推進委員会（第2回） 会議録

開催日時 場 所	令和2年1月16日（木） 午後2時から 中央区立女性センター3階 研修室1・2
出席者	委員 袖井委員、篠原禎子委員、前田委員、廣野委員、河本委員、磯田委員、菊田委員、石井委員、篠原良子委員、和田委員、杉本委員、高本委員、黒川委員
	区側 総務課長、女性センター館長、女性施策推進係長及び係員
配布資料	◎ 会議資料 資料1 「中央区男女共同参画行動計画2018」進捗状況報告書(平成30年度) 資料2 託児付き講座情報と託児実績 資料3 周辺区の相談事業におけるWEB予約、メール相談の実施状況 その他資料 中央区男女共同参画推進委員会（第2回）座席表
議事概要	1 開 会 2 議 事 （1） 中央区男女共同参画行動計画の進捗状況と評価について （2） その他 3 閉 会
委員会経過	別紙のとおり

委員会の経過（要旨）

1 開 会

2 議 事

（1）中央区男女共同参画行動計画の進捗状況と評価について

- ・事務局より、資料1の説明（前回委員会終了後、約1カ月にわたり追加の質問を受け付けたが、特に意見が上がらなかったため報告書の内容は第1回委員会時と変更なし。詳細な説明は省略。）
- ・第1回委員会の際にご質問いただき、明確な回答ができなかったことについて、資料2及び資料3を用いて説明。（資料2及び資料3について質問を受け付けた）

会 長：相談事業の対象者について、女性に限定しているところと性別問わずとしているところがあるが、中央区は女性に限定しているため男性からの相談があった場合は断るのか。父子家庭も増えていると思うがいかがか。

事 務 局：女性センターが実施している相談事業は「女性相談」ということで対象を女性に限定している。男性からの相談や問い合わせがあった際は、まず事業の趣旨を説明の上、必要に応じて区が行う別の相談窓口や東京都が実施している男性の相談窓口を案内している。

会 長：周辺区で対象を性別問わずとしているところに考え方のヒアリングはしているのか。

事 務 局：WEB 予約やメール相談の実施状況は電話でのヒアリングを行っているが、相談事業についてはホームページ等により確認しているため、対象の考え方までは確認していない。本区の女性センターの場合、区外を含めて当センター以外にも相談窓口が複数あることも考慮し、相談の効果や相談後のつなぐ先を意識して慎重かつ丁寧に相談を受けている。

委 員 員：男女共同参画基本法という法律があることから、男女は平等というか同じように扱われなければいけないものだと思うが、女性のみ対象というのは平等ではないと感じるため改善できるのであればした方がいいと思う。変える予定はないのか。

事 務 局：設立から既に25年以上が経過している女性センターや相談事業創設のきっかけに目をむけると、当時は職場や家庭の中で悩みを抱えながらも相談先がなくて困っている女性が多い状況にあったと認識している。ただ、委員のご意見のとおり男女共同参画推進の過程で、現在は男女平等の意識にも変化が生じていることも確かである。相談事業の対象者を直ちに拡大するなどの変更は、これまで女性特有の悩みなどの相談に特化してきた本区の強みを損ないかねないため慎重に考えるべきであり、女性センター以外の相談窓口を適切に案内しながら引き続き対応していきたい。

委 員 員：私も男女の取扱いは平等であるべきだと思う。資料3の中では、施設の名称が女性センターとなっている区は中央区と墨田区だけになっており、施設名称が男女平等や男女共同参画となっている区は、相談事業の対象者も概ね性別問わずとなっている。施設の名称が「女性」となっているだけでも男性は躊躇してしまうと思う。以前にもこの委員会で、中央区の女性センターは設立当初の経緯や目的等を重んじて名称を変えないと聞いたことがあるが、やはり平等という人権だと考えれば、男女に機会は均等にあるべきだと思う。男性も仕事以外の家事・育児参画が進んできている中、あらゆる場面で平等な機会をつくることから始めなければ前に進まないと思うため、男性の行動に抑止効果が働いてしまう名称はどうかと思う。

- 会 長：新宿区のセンターは、当初婦人情報センターという名称であったが、男女共同参画基本法をきっかけにいろいろ議論し施設の名称を変更した。施設名称に「婦人」が付いていた当時は、講演会などの開催の際に男性から参加可否の問い合わせが寄せられていた。施設の名称変更は大きな問題ではあるが、区として考えていただきたいと思う。
- 委 員：中央区の女性センター設立は平成5年であり、男女共同参画基本法の施行は平成11年と法の施行の方が後である。目黒区では平成15年頃に男女共同参画センターに名称を変更していることから、法の施行を受けてその法に適合するように名称を変更しているものと思う。そう考えると法の施行から20年もの間中央区では施設の名称が変わっていないのには不公平を感じる。
- 委 員：施設の名称については引っかかるものがあるが、さまざまな問題があるものと思う。相談については、千代田区でも実施しているように「一般相談」というものを中央区でも取り入れてはどうか。
- 会 長：女性センター館長の松川さんはどのようにお考えか。
- 事 務 局：施設の名称変更については難しい問題だと思うが、確かに男女共同参画基本法の施行に伴い多くの自治体で施設名称の変更が行われた。当時、現在も女性センターの名称が残っている墨田区では、施設ができたときのいきさつがあることから、法ができたから変えるという話にはならなかった。法ができたから変えなければならないということはないと考えているが、当時と比べて少しずつ社会が変わってきているので検討する価値はあるものと思う。現在も「施設に入っているのか」という男性からの問い合わせは少数ながらもある。
- 会 長：是非検討していただきたいと思う。
- 委 員：施設の名称についていろいろなご意見があるようだが、新しいもの(法)ができたからすぐに変えるということではなく、しっかりと時間をかけて議論していくべきである。男女平等という言葉だけでなく、社会の中で男女の平等が本当の意味で成り立っているのか、女性が守られているのか、墨田区や中央区ではなぜ女性センターの名称を残しているのかもしっかり考え精査していかなければならない。名称だけを変えても中身が変わらなければ意味がない。拠点施設である女性センターの名称は、本質的に平等で男女が共同参画していくことができる社会を中央区が目指していくという体制や取組をつくり上げてはじめて変えていいものだと思う。
- 委 員：ただ名称を変えればいいという意味でお話ししたのではない。私自身はまだ女性が差別されている時代を生きてきた。仕事に関しては男性の3倍、4倍働かないと評価されなかったり、昇任の機会が平等に無かったりするほか、男性は入社して2～3年経てば10年以上働く女性の給料を上回るなんてことは普通だった。そういう時代を経て、男女雇用機会均等法や男女共同参画基本法の施行など検討の期間やタイミングは十分にあったと思っている。当然、施設の名称だけを変えればいいというものではなく、発端が「女性のための」であったことも理解しているつもりだが、今後もずっとそれだけにこだわり続けるということには疑問がある。時代が移り変わり、さまざまな意見がある中で、そろそろ施設の名称とともに名称に合わせて中身も変えていく時期が来たのではないかと思っている。これから先の若い世代が高い意識をもって社会参加していくためにも、中央区には意識して取り組んでほしい。
- 委 員：正確には覚えていないが、女性センターを利用するために登録しようとする、男性だけでは登録ができなかったと思う。仮に私がパパの会をつくって子育てなどを研究したいと思っ

でも、登録要件で弾かれてしまって使えない状況になっている。これは名称だけの問題ではなく中身について変えていただきたいと思っている。

事務局：女性センターを集会施設として利用する一般利用については誰でもお使いになることができるが、施設利用料について7割の減免が受けられる女性センター登録団体は、女性が含まれる構成でなければ登録できないというのが現状である。

会長：武蔵嵐山の国立女性教育会館も設立当初は女性の利用に限定していたが、利用率が低く国会で問題になったため現在では性別に関係なく利用ができるようになっている。活動の趣旨が男女共同参画に沿ったものであれば、性別にこだわることはないのではないか。施設名の話に戻ってしまうが、いまは男女だけでなく LGBT の方もいるため、お茶の水女子大学ではこれまでの女性文化研究センターからジェンダー研究センターに名称を変えている。そこまで一気に行くのは時期尚早かと思うが、やはりこの問題は考えていただきたい。名称というのは非常に重要だと思う。これまで女性が抑圧されていた時代もあったが、今は男性の生き方もワーク・ライフ・バランスなど変わりつつあるので、検討していいのではないかと感じている。

事務局：先ほど委員が仰っていた登録団体になれなかった研究会については、女性が入っていないとダメだと言われて残念だったかもしれないが、一般利用であれば誰でも女性センターをお使いいただくことはできる。男性だけでは団体登録ができず施設利用料の減免を受けられないことがけしからんという話なのか。

委員：例え話であって実際に登録を試みたわけではないが、こうした団体の登録を希望される場合もあるのではということ。私自身が施設を安く使いたいということではなく、不平等な制度が残っていることが問題だと感じている。

委員：男性だけで構成される団体が女性センターに登録できないことを問題提起するにあたり、ただ批判するだけでなく、具体性のある働きかけが必要。

委員：男女平等といっている以上、原則がフラットな状態。むしろ性別で差をつけたいと思っている方々がなぜそれが必要なのかの説明を求められるべき。理由がないのであれば平等にするのがあるべき姿だと思っている。

事務局：団体登録は、男女共同参画推進を目指して活動する団体を支援する仕組みであり、登録要件を正確に申し上げると①構成員が5人以上、②構成員の5割以上が女性、③構成員の7割以上が区内在住又は在勤、④代表者が区内在住又は在勤、この4つが基本的な要件となる。構成員の全てが女性でなければならないとは言っておらず、半数を基準としており、こうしたところが社会教育会館などと違い当施設の特長だと思っている。次に施設名称については、「男女」と入っている方が聞いてわかりやすいというのは確かかと思うが、計画にも記載のとおり本区の女性センターは男女共同参画を推進する拠点施設である。「女性センター」の名がどうしても頭に残ってしまうと思うが、位置づけとしては男女共同参画基本法の趣旨を踏まえた施設であり、具体的な施策についても男女ともに利用される女性センター「ブーケ21」として推進している。

会長：釈然としないというか杓子定規だと感じる。男女共同参画の推進を主目的とするのは不動のことかと思うが、「女性が5割以上」ということは全員女性でも可である一方、女性が少ない又は入っていないと登録できないということ。そこまでする必要があるのか疑問を感じる。検討課題ではあると思うが今のところ変更の予定はないということによろしいか。

事務局：やはり歴史があると思っている。徐々に変わりつつある現状は確かにあると認識しているが、男女共同参画を推進する目的で設立された団体に優先的に貸し出すとしたとき、現状が一体どうなっていて、男女共同参画を推進する団体には女性がどの程度在籍していることが望ましいのかも含めて考えなければならない。本当の意味で社会の中で男女が平等になっているのであれば登録要件も全て平等にするべきだと思うが、果たしてそこまでできているのか現状をきちんと把握した上で慎重に議論していかなければならない。

会長：区民を対象に何年置きかで調査していると思うがそれはどうか。

事務局：区政世論調査は毎年やっており、その中で男女共同参画に関することも聞いている。具体的には家庭や職場などさまざまな場面で男女どちらかが優遇されることなく平等になっているかを調査しているが、10年前と比較しても大きな変化は見られない。この結果を見ると、区民全体の意識としては、ここにお集まりの皆さんほど男女平等が進んでいると実感できていないと思われる。

会長：区政世論調査の結果に目を向けると、いつも女性センターの認知度が低いことが目についてしまう。センターの認知度や利用率を向上させるためにも、男性が施設を使いやすいよう工夫した方がよいのではないかと思う。本日議論されていることは非常に重要な課題だと言えるため、区は大きな宿題だと思って取り組んでほしい。

会長：資料1から3について、他に質問はあるか。

(質問なし)

それでは、平成30年度「中央区男女共同参画行動計画2018」進捗状況報告は、資料1のとおり中央区ホームページにおいて公表することとする。

事務連絡

事務局：来年度の第1回委員会開催時期は7月下旬を予定している。行動計画2018の2年目を評価していくこととなるので、2カ年分を比較する形で資料を作成予定。現委員の任期が令和2年5月31日までとなっているため、次回の委員会は新たな委員での開催となる。3月中旬頃には関係団体の代表者宛て次期委員の推薦を依頼する。また、区民公募については4月以降の区のおしらせに掲載予定。

3 閉会